低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書　2013年12月20日

本意見書について　　**厚生労働大臣、総務大臣、国土交通大臣は**

当連合会は、2013年12月20日に本件について意見を取りまとめ、12月25日に**環境大臣**、**経済産業大臣**へ提出いたしました。

初期の被害は幹線道路
現在も建設用重機の被害が深刻

本意見書の趣旨　　**汐見医師が何処に居るか**

1　国は、人の健康及び環境を保護するため、低周波音被害（超低周波音被害を含む。以下同様。）に**臨床的に取り組む医師**等により構成された調査・研究機関を組織し、低周波音の長期暴露による生理的な影響、感受性に与える影響等について、被害者の実態を踏まえた疫学的調査を行うべきである。

疫学を求めての時間稼ぎ

2　国は、「100ヘルツ以下の音は聞こえにくい、10ヘルツ以下の音は聞こえないからいずれも生理的な影響は考えられない」という「感覚閾値論」や「感覚閾値論」を前提として環境省が2004年6月に作成した「低周波音問題対応の手引き」（以下「『手引書』」という。）と「参照値」を撤回し、下記3の基準が策定されるまでの当面の間、ポーランドやスウェーデンなどの諸外国のガイドラインの**先進例**を参考にして暫定的な基準を設けるべきである。

他国に先進例は無いし、一度決めたら訂正できないのが官僚の性

3　国は、上記1の調査結果に基づいて、低周波音による健康被害を防止するに足りる、低周波音に関する新しい法的な規制基準を早急に策定し、これに基づき風力発電施設（風車）の立地基準やヒートポンプを利用した家庭用給湯設備（以下「エコキュート」という。）等の**設置場所**に関しても基準を策定すべきである。

重機は設置場所を決められない、重機を使用するのは国土交通省

日弁連PT座長からのメール

Subject: 意見書のこと

Date: Fri, 27 Dec 2013 20:05:17 +0900

ようやく、正副会長会議の承認を得て、意見書を発表することになりました。

自律神経症の基本からみればあたり前のことで、新たな基準は新たな差別を生み出すと批判するでしょうが、音響工学の基礎の見直しを求めるものにはなっています。右も左もいる日弁連の中ですから、これで勘弁してください。

手引書の諸外国例

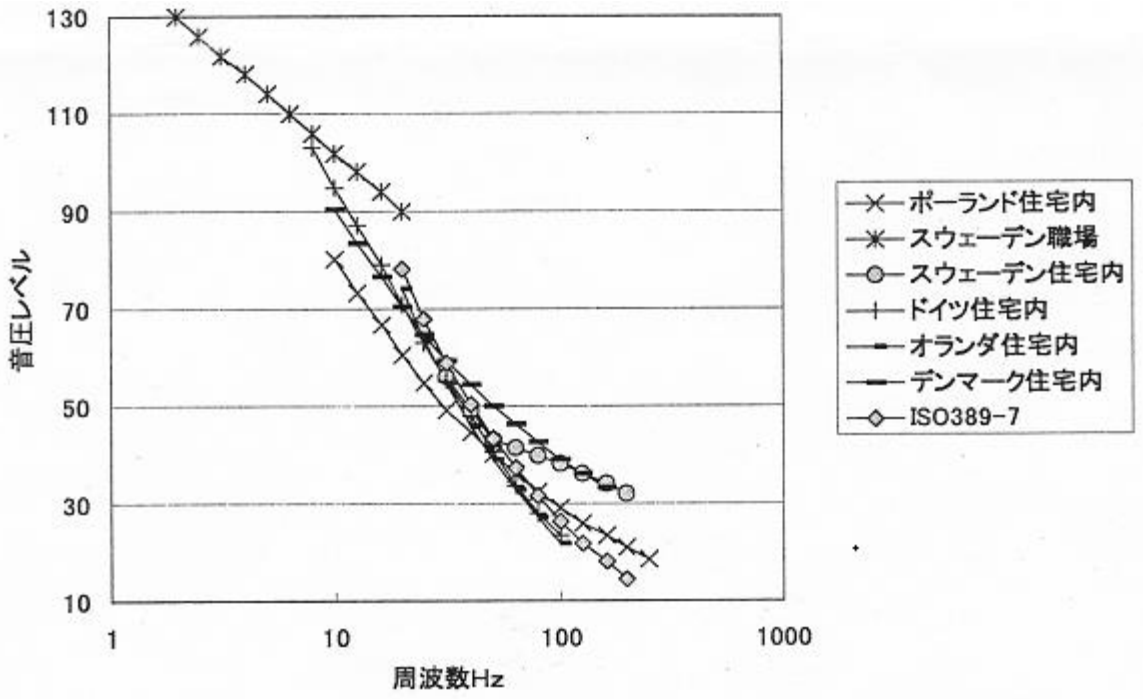

図 5.1　諸外国の低周波音規制基準推奨基準

他国に先進例はない
現存の感覚閾値・参照値の類では救済できない

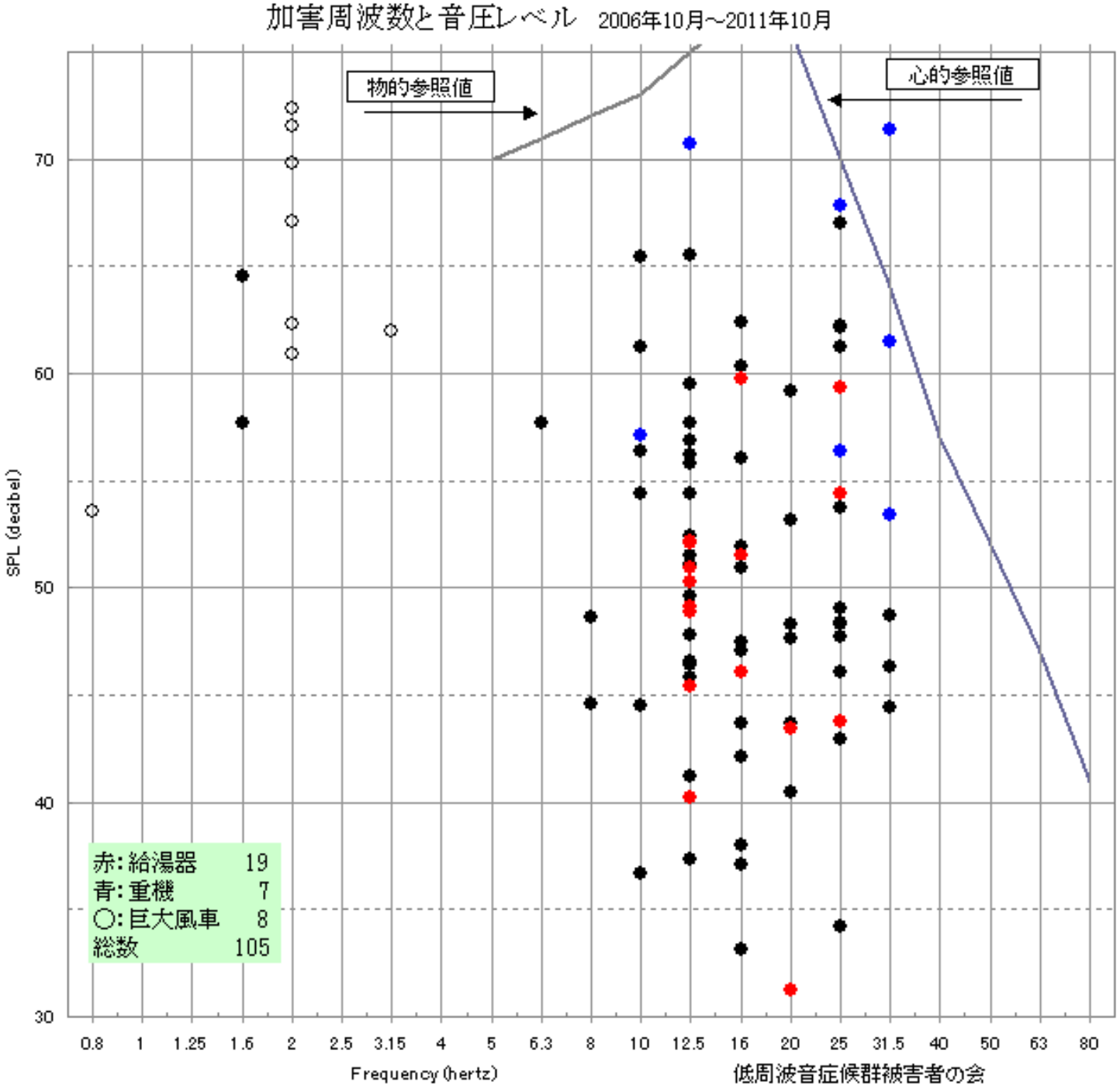

気導音のみで骨導音要素がない

エコキュート被害例

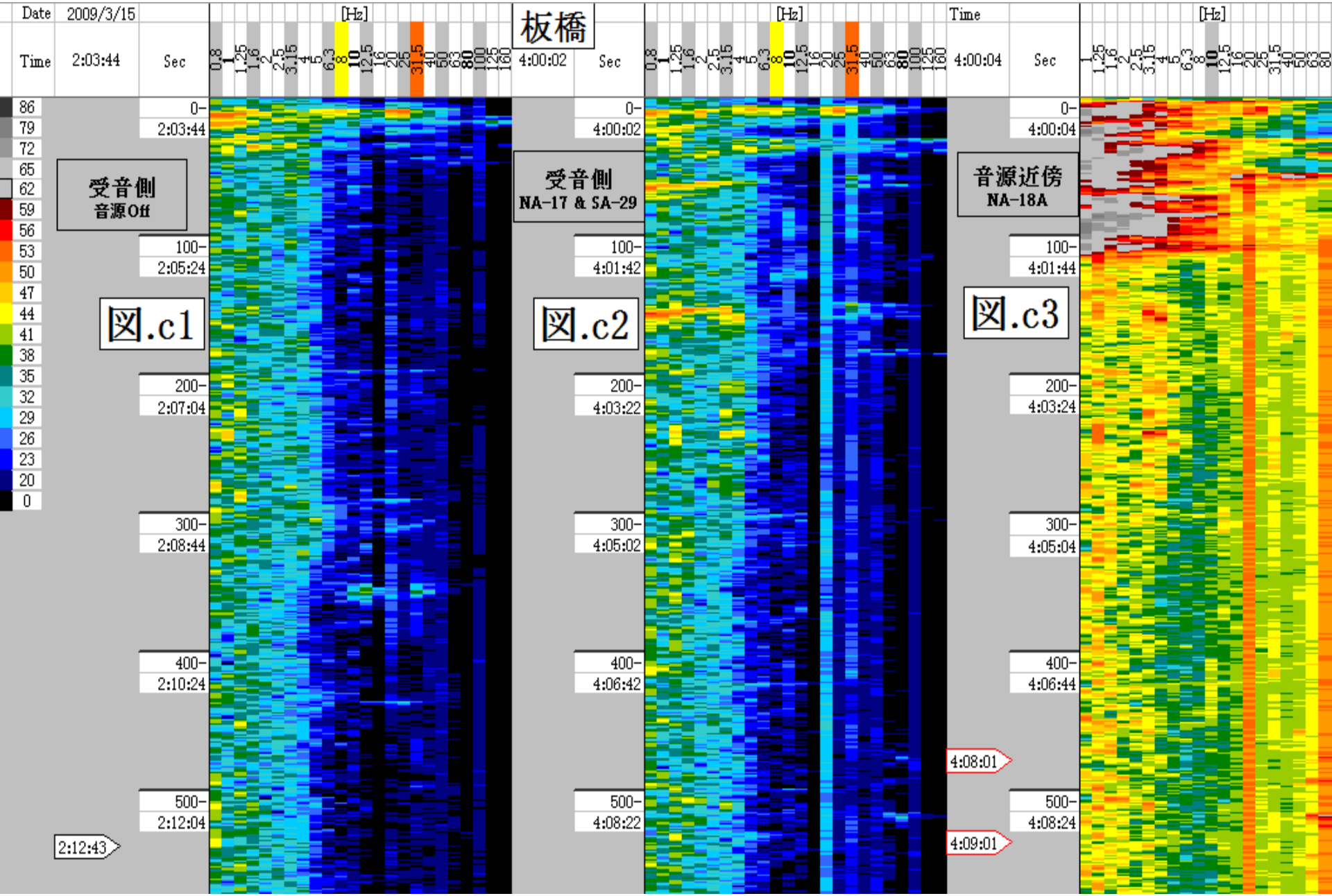
Date 2009/3/15
Time 2:03:44
Sec
[Hz]
受音側
音源Off
図.c1
2:12:43
板橋
4:00:02
受音側
NA-17 & SA-29
図.c2
Time 4:00:04
音源近傍
NA-18A
図.c3
4:08:01
4:09:01

エコキュート被害例

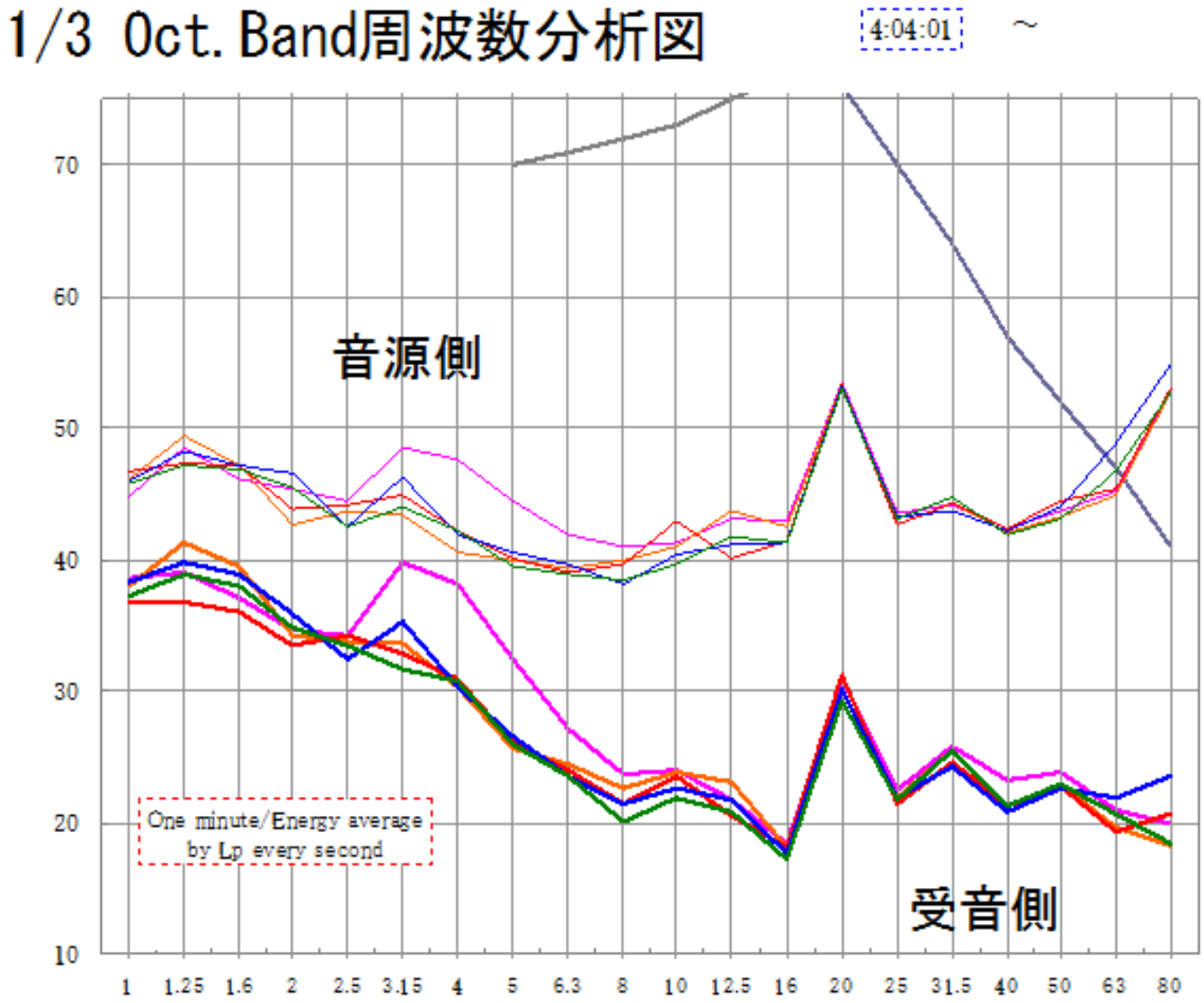
1/3 Oct. Band周波数分析図
4:04:01
～
70
60
50
40
30
20
10
音源側
受音側
One minute/Energy average
by Lp every second
1
1.25
1.6
2
2.5
3.15
4
5
6.3
8
10
12.5
16
20
25
31.5
40
50
63
80

日弁連意見の問題点

発端：北あわじの住民が、風力発電事業者の横暴に対抗できる手段をはないか、と意見を求めた。

①厚生労働省や国土交通省、総務省に届けていない

②風車を推進する事業者側の弁護士は、そのための学習会も開催し、右と左の意見を採用したのでは被害を解消する趣旨にならない

③風車をアセスの対象にして建設し、被害を作る国家御用達学者の意見を採用している。

④世界の何処にも5Hz以下の基準値やこれに類する数値は存在しない。何故なら、骨導音がその判定要素から抜け落ちているから。しかも、巨大風車が発する基本となる振動は1Hz以下に発生し、主たる卓越は5Hz以下に生じる。

⑤ポーランドやスウェーデンの他国の例は2004年6月策定の手引書の内容である。

⑥低域の空気振動は僅かな風で大きく変動し、基準値の実効性が乏しい。

⑦被害者宅に向かって来る重機の設置ガイドラインは決められない。

巨大風車起因の低周波音例

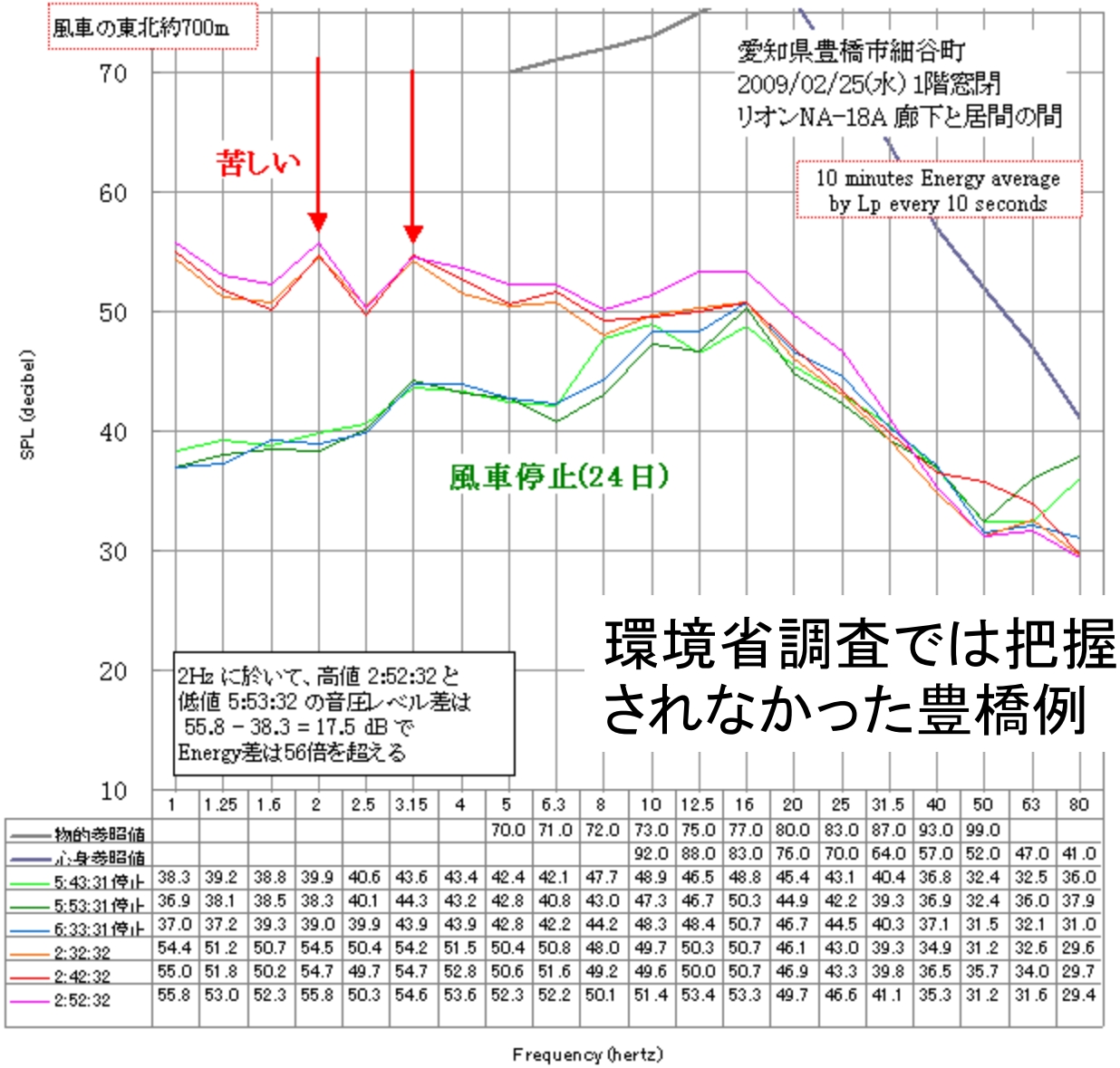

	1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
物的参照値								70.0	71.0	72.0	73.0	75.0	77.0	80.0	83.0	87.0	93.0	99.0		
心身参照値											92.0	88.0	83.0	76.0	70.0	64.0	57.0	52.0	47.0	41.0
5:43:31停止	38.3	39.2	38.8	39.9	40.6	43.6	43.4	42.4	42.1	47.7	48.9	46.5	48.8	45.4	43.1	40.4	36.8	32.4	32.5	36.0
5:53:31停止	36.9	38.1	38.5	38.3	40.1	44.3	43.2	42.8	40.8	43.0	47.3	46.7	50.3	44.9	42.2	39.3	36.9	32.4	36.0	37.9
6:33:31停止	37.0	37.2	39.3	39.0	39.9	43.9	43.9	42.8	42.2	44.2	48.3	48.4	50.7	46.7	44.5	40.3	37.1	31.5	32.1	31.0
2:32:32	54.4	51.2	50.7	54.5	50.4	54.2	51.5	50.4	50.8	48.0	49.7	50.3	50.7	46.1	43.0	39.3	34.9	31.2	32.6	29.6
2:42:32	55.0	51.8	50.2	54.7	49.7	54.7	52.8	50.6	51.6	49.2	49.6	50.0	50.7	46.9	43.3	39.8	36.5	35.7	34.0	29.7
2:52:32	55.8	53.0	52.3	55.8	50.3	54.6	53.6	52.3	52.2	50.1	51.4	53.4	53.3	49.7	46.6	41.1	35.3	31.2	31.6	29.4

環境省調査では把握
されなかった豊橋例

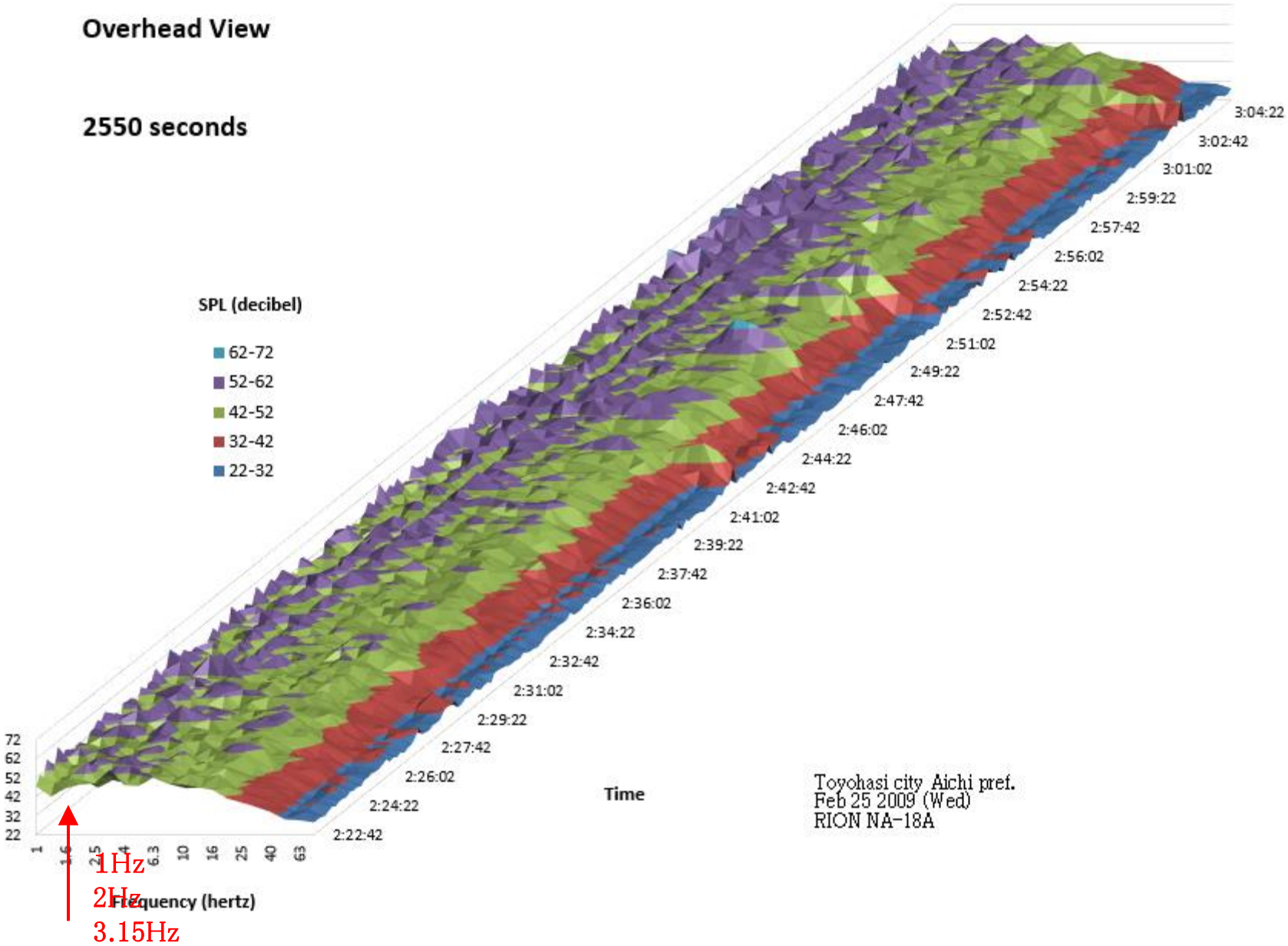
Overhead View
2550 seconds
SPL (decibel)
62-72
52-62
42-52
32-42
22-32
72
62
52
42
32
22
1
1.6
2.5
4
6.3
10
16
25
40
63
Frequency (hertz)
1Hz
2Hz
3.15Hz
2:22:42
2:24:22
2:26:02
2:27:42
2:29:22
2:31:02
2:32:42
2:34:22
2:36:02
2:37:42
2:39:22
2:41:02
2:42:42
2:44:22
2:46:02
2:47:42
2:49:22
2:51:02
2:52:42
2:54:22
2:56:02
2:57:42
2:59:22
3:01:02
3:02:42
3:04:22
Time
Toyohasi city Aichi pref.
Feb 25 2009 (Wed)
RION NA-18A

平成26年12月19日 家庭用ヒートポンプ意見 消費者庁

消費者安全法第23条第１項に基づく
事故等原因調査報告書

家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動
により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案

平成26年12月19日

消費者安全調査委員会

意見　　20141219　事故調 意見

低周波音固有の人体への影響の有無及びそのメカニズムには不明な点もあるため、現時点においては、ヒートポンプ給湯機の運転音による不眠等の健康症状の発生を根本的に防ぐ対策を示すことは困難であるが、健康症状発生のリスクをできるだけ低減するとともに、より根本的な再発防止策の検討と発症時の対応の改善を進めるため、経済産業省、環境省、消費者庁及び公害等調整委員会は以下の取組を行うべきである。

（1）リスク低減のための対策

① 経済産業省は、住宅の設計・施工時における据付けガイドブックの活用を促すため、住宅事業者や設置事業者へ据付けガイドブックの説明及び普及を促進し、適切な時期にその効果の確認を行うよう、日本冷凍空調工業会を指導すること。

② 経済産業省は、設置状況によってはヒートポンプ給湯機の運転音に起因した健康症状を訴える者が生じる可能性があることを、製品カタログに記載する等により、消費者に伝わるよう、製造事業者を指導すること。

③ 経済産業省は、低周波音が健康症状を発生させる可能性があることに鑑み、ヒートポンプ給湯機の運転音に含まれる低周波音の更なる低減等に向けて、製品開発を行う際に配慮するとともに、低周波音の表示の在り方について検討を行うよう、製造事業者を促すこと。

④ 環境省は、低周波音の人体への影響について、一層の解明に向けた研究を促進すること。

20141226　事故調 意見 環境省対応　事務連絡

各　都道府県
市・特別区　環境主管部(局)騒音振動担当官　殿

環境省水・大気環境局大気生活環境室

低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知について

騒音・振動行政につきましては、平素よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省では、低周波音に関する苦情への的確な対応を図るため、平成１６年６月に「低周波音問題対応の手引書」を公表しました。

本手引書においては低周波音問題対応のための評価指針として「参照値」を示しておりますが、平成 20 年 4 月 17 日付け事務連絡にて、その取扱について周知徹底方お願いしたところです。

今般、平成 26 年 12 月 19 日に消費者庁より、消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書が公表され、同法第 33 条の規定に基づき別添のとおり意見が述べられました。

消費者庁の意見では、参照値以下であっても慎重な判断を要する場合があることを、一層明確に周知することとされています。

改めて、参照値の取扱いについて、下記の事項にご留意のうえ、手引書の活用を図るとともに、貴管下町村及び関係者への周知徹底方お願いいたします。

20141226　事故調 意見 環境省対応　事務連絡

１．参照値は、固定発生源（ある時間連続的に低周波音を発生する固定された音源）から発生する低周波音について苦情の申し立てが発生した際に、低周波音によるものかを判断するための目安として示したものである。
２．参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。
３．心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。
　なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が１０％程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。

＜問い合わせ先＞
環境省水・大気環境局
大気生活環境室振動騒音係　松戸、東(あずま)
０３－５５２１－８２９９（直通）

20141224　事故調 意見 公調委対応　公調委第568号

都道府県公害苦情処理主管部(局)長　殿

消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく
事故等原因調査報告書について（周知）

日頃から公害紛争及び公害苦情の迅速かつ適正な処理に御尽力いただくとともに、当委員会の業務の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

平成 26 年 12 月 19 日に、消費者庁に置かれる合議制の機関である消費者安全調査委員会が、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、「家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」に関する事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）を公表するとともに、当委員会委員長に対し、同法第 33 条に基づく意見（以下「意見」という。）を通知しました。

報告書では、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音に含まれる低周波音が健康症状の発生に関与する可能性を否定できない事例があること、地方自治体の対応が一様でないこと等が指摘されています。

また、意見においては、当委員会に対し、紛争となった場合の地方公共団体における適切な苦情処理対応について検討を行い、地方公共団体に対して指導、助言を行うこととされており、当委員会では、意見を踏まえた対応について検討しております。

貴職におかれましては、報告書の趣旨に留意し、引き続き公害苦情処理に適切に御対応いただくとともに、管下市区町村に対しても報告書について周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

2015年1月　事故調 意見 環境省対応

家庭用ヒートポンプ給湯機の運転から生じる運転音・振動により不眠等の健康上の症状が発生したとされる事案に関して、消費者安全調査委員会が行った評価の結果が平成 26 年 12 月 19 日に公表され、同日付で同委員会委員長から環境大臣等に対して、消費者安全法第 33 条の規定に基づき、評価の結果を踏まえた意見が提出されました。

環境省への意見 2 件についての対応状況は下記のとおりです。

（1）低周波音の人体への影響に関する研究の促進（意見（1）④）

環境省では、昭和 50 年代前半より低周波音の人体への影響についての研究を行っております。現時点においては、低周波音の人体への影響について、明らかな関連を示す知見は国内外ともにないと承知していますが、消費者安全調査委員会からの意見（1）④も踏まえ、引き続き、低周波音の人への影響等について最新の科学的知見の収集に努めてまいります。

（2）測定値が参照値以下であっても慎重な判断を要する旨の周知（意見（2）⑦）

消費者安全調査委員会からの意見（2）⑦を踏まえ、現場での音の測定値が参照値以下であっても慎重な判断を要する場合があることを一層明確に示すため、環境省では、平成 26 年 12 月 26 日付け事務連絡により、各都道府県、市・特別区の環境主管部（局）騒音振動担当官に対し、低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知を行いました。また、地方公共団体の環境主管部局を対象とした「低周波音測定評価方法講習会」において、参照値以下であっても慎重な判断を要する場合があることについて詳細に説明しており、平成 27 年度に開催している講習会（平成 27 年 12 月から平成 28 年 1 月にかけ 6 回開催）においても、その旨周知しているところです。

エコキュート出荷台数　2014年11月 4,461,982台

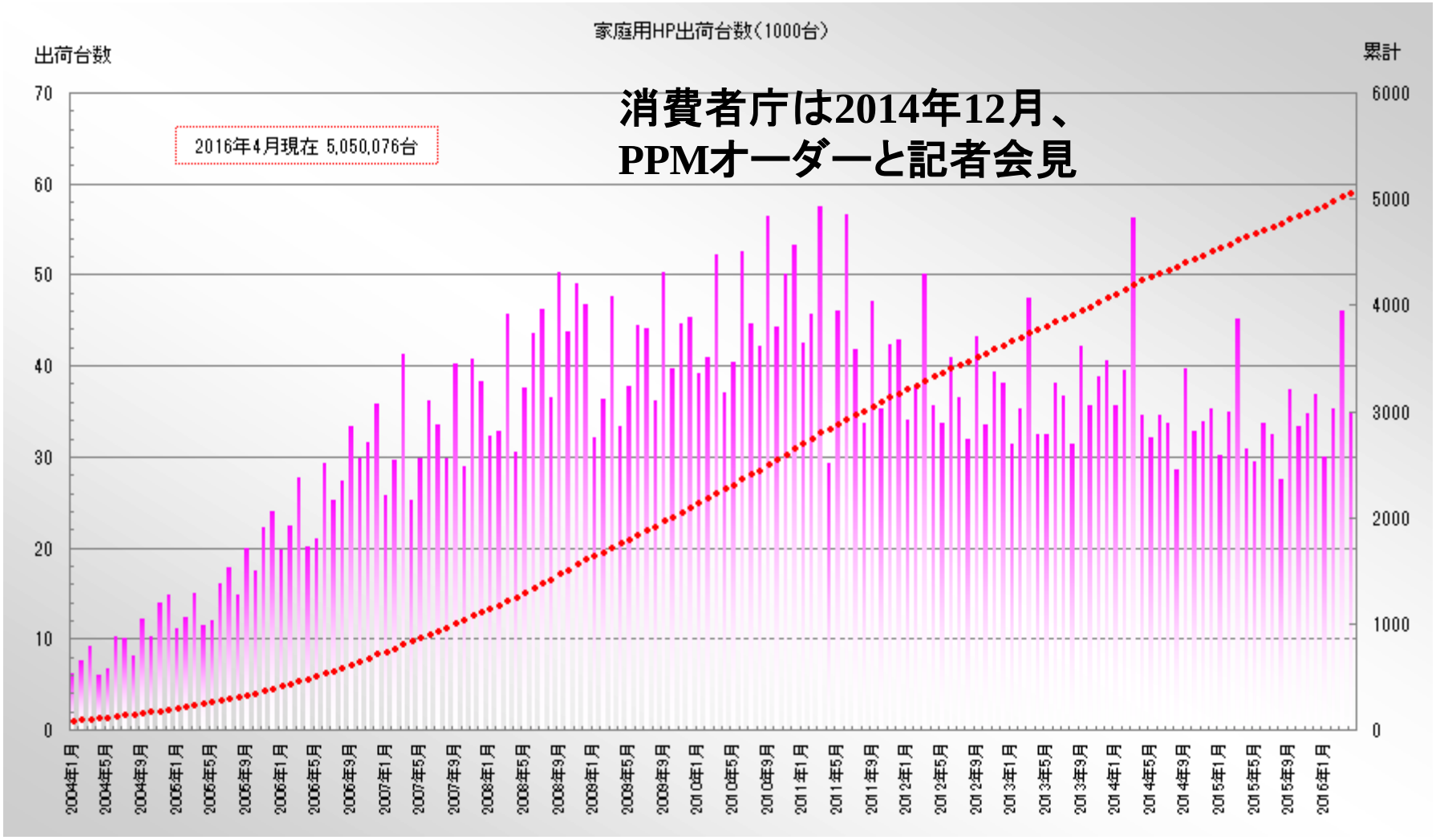

相談受付数は110件、その内105名虚言者だと主張

問

毎日新聞の江口といいます。

今も言及されていたかと思うのですけれども、一般的な話として低周波と科学的な健康問題の関係は、因果関係はよく分からないとされているかと思うのですが、本件事案については、例えば現地調査をされていたりとか、しっかり調査されているかと思います。

残りの18件についてもかなり調査されているかと思うのですけれども、それにしては、いわゆる因果関係の言及の仕方として、それに関与していると考えられるとか可能性は否定できないとか、割と歯切れが悪いかという気もするのですが、その辺の説明をしていただけないでしょうか。

持丸委員長代理

御指摘のとおりです。

まず、端的に答えますと、そうは言いながら、個別の案件でも割と実験が難しかったということがございます。訴えられている方は例えば隣家の方で、実験をするには音源のほうをコントロールしなければいけなくて、そちら側の協力が必ず得られるかどうかという状況が1つあります。

もう1つは、私の専門になるのですが、人間工学なのですけれども、今、400万台という話がございました。それに対して、全国で起きているようなこういった、これは事実ですから事実そういうものがあるのですが、ざっと言うと、ppmのオーダーなのです。これは少ないから無視しなさいと言っているわけではありません。我々の人間工学は従来、パーセンタイルといって、100人に対して5人ぐらいそういう感覚を持った人がいるかどうか。この辺は実験室で割と統計的にとれるのですが、ppmになってくると、もはや我々の実験では。

畑村委員長

ppmだったら100万件あったうちの1件がある。

持丸委員長代理

1件とかですね。

それくらいになってくると、従来の実験室科学ではなかなかできません。ですから、今回の方の人間特性というレベルでも非常に解明するのが難しい。ただし、明らかに分かっていることは、これはその方の気質とか心理的な問題などではなくて、環境とか人間の感覚系の要素であろう。

20141219ヒートポンプ記者会見要旨_消費者庁

持丸委員長代理

御指摘のとおりです。

まず、端的に答えますと、そうは言いながら、個別の案件でも割と実験が難しかったということがございます。訴えられている方は例えば隣家の方で、実験をするには音源のほうをコントロールしなければいけなくて、そちら側の協力が必ず得られるかどうかという状況が1つあります。

もう1つは、私の専門になるのですが、人間工学なのですけれども、今、400万台という話がございました。それに対して、全国で起きているようなこういった、これは事実ですから事実そういうものがあるのですが、ざっと言うと、ppmのオーダーなのです。これは少ないから無視しなさいと言っているわけではありません。我々の人間工学は従来、パーセンタイルといって、100人に対して5人ぐらいそういう感覚を持った人がいるかどうか。この辺は実験室で割と統計的にとれるのですが、ppmになってくると、もはや我々の実験では。

畑村委員長

ppmだったら100万件あったうちの1件がある。

実験はしたが、不充分である

持丸委員長代理

1件とかですね。

それくらいになってくると、従来の実験室科学ではなかなかできません。ですから、今回の方の人間特性というレベルでも非常に解明するのが難しい。ただし、明らかに分かっていることは、これはその方の気質とか心理的な問題などではなくて、環境とか人間の感覚系の要素であろう。

そうは言いながら、問題の一環が全体としての運転音にあるということは大体、見当がついているのですけれども、その運転音を構成する中での低周波音にあるのかどうかというところまでは、今回の分析だけではどうしても科学的に詰め切れなかったというのが実態であります。

これについては、報告書の中にも出ておりますが、もう少し気の長い基礎研究として低周波音の問題をやっていく必要があるだろう。それで、そちらはそういう研究を引き続きエンハンスしてくださいという形の意見にしてございます。

よろしいでしょうか。

それなら止めたら良い

2014年1月8日 事故調査室に招かれた

消費者庁消費安全課事故調査室職員が、この被害について意見を出される医師は居ないか、と尋ねるので、

会は、この被害が

①国家が計画した障害であること、

②汐見医師が低周波音症候群と闡明され、低域の空気振動が原因する外因性の自律神経失調症であること、

③電磁波過敏症や化学物質過敏症、騒音や振動、失恋や仕事上のストレスが原因する疾患と差が無いこと、

これらの前提で活動している。その一方で、

④国家のみならず、日本消費者連盟や読売新聞、日本弁護士連合会や東京大学の修士論文でも、工学関係者を被害の専門家扱いして、医師に症例を届ける会の活動を妨害してきたので、宮田幹夫先生他数名しか思いつかない、

⑤社会通念を無視し工学関係者を病気の専門家として処遇してきた者等は虚言者であり、虚言者が加害者であることを、実名を挙げ、

⑥人体実験はできないこと、

も伝えた。

ところが、エコキュート被害の専門家然として活動する弁護士に加えて、事故調も人体実験をしていた。

ヒートポンプ意見の問題点

①事故としての対応であるが、低周波音被害は過失や事故ではなく、国家が推奨した機器装置由来の被害であり、国家の意思による暴行傷害である。

②人的被害について厚生労働省でなく、環境省が所掌する前提である。

③低周波音曝露実験は暴行であり、被害が進行し障害が残る危険なものである。長期長時間副交感神経優位の状態で発生する被害を、短期の、交感神経優位の極致に追い込んで判断できる何物もない。

④低周波音調査は音源側の協力を得られない前提で実施しなければ、音源の減弱操作を受ける。

⑤調査対象機器装置の選定方法が不透明である。

・集合住宅や工場、大型商業施設では音源機器装置が目視もできないし、多種多様な機器を加害源として特定することは困難である。

・資本主義経済は、次々に新商品を世に送り出す。これを逐一届け出させて調査することは不可能

・世界的にも国内にも多数の被害者が生じている、典型的加害源である大型重機や大型風車は稼働非稼働が視認し易いが非対象のままである。

⑥低周波音被害は、低域の空気振動の環境変化が原因だが、本調査では音源機器からの空気振動が被害者宅に到達したか不明である。

機器装置でなく「周波数」を対象に

2010-03-24

2009 年度　修　士　論　文

低周波音被害を社会問題化し

被害者救済を困難にした捏造論文

低周波音被害の社会問題化

The Rising Issue of the Damage Caused by
Low Frequency Noise
Case Study Focused on Wind Turbines and Eco-Cutes

エコQ被害者の95%を虚言者とした
清水亮に加害者としての責任

前川真帆香
Maekawa, Mahoka

東京大学大学院新領域創成科学研究科
社会文化環境学専攻

2010-03-24 低周波音被害の社会問題化

風車やエコQとは異なり加害源が視認できないのが低周波音被害の特徴。音源機器が分かっていれば被害解消への道程は半ばを過ぎる。

低周波音被害の社会問題化
—風力発電とエコキュートを事例として—

The Rising Issue of the Damage Caused by Low Frequency Noise
-Case Study Focused on Wind Turbines and Eco-Cutes-

[2] 筆者が把握している中で、発生源を特定せず低周波音問題として総合的に相談に乗っている非営利組織は、「騒音 SOS」の他に「低周波音症候群被害者の会」と「低周波音問題研究会」がある。前者は医師である汐見文隆が低周波音の講演及び音測定を行っていた会であり、今は汐見医師から音測定などの指導を受けた人が臨時代表となっている。後者は、環境問題を扱っていた「"地球に未来を"武相の会」が低周波音問題を研究会で扱ったことを機に「低周波音問題研究会」として、勉強会の開催、被害者の講演などの活動を行い始めた。なお、ここの会長を務めているのは東京電機大学の石塚正英教授である。

2000年からは頭痛、いらいらなどの心身に関する苦情が増加した。しかし、これらの心身にかかる苦情の原因が低周波音かどうかを識別することは困難であった。例えば、行政の職員が現場に出向いても音が聞こえない場合や音は低周波音ではなく耳鳴りなどの誤解があり、事態を複雑化させた。

しかもこの被害の専門家が音響コンサル企業の経営者だと主張して音響コンサルの利権を増強しただけでなく、自身の健康被害の専門家が医師ではなく工学士だと言う苦情者は更なる侮蔑の対象となってきた。風車やエコQ 以外の被害者は救われない

風車騒音の環境影響　松井利仁　長周新聞
低周波での科学の限界

１９９９年と２００９年のＷＨＯガイドラインにある健康影響を無視している。
また司法も、国の法律が定める基準値にもとづいて判断をおこなっている。私も裁判の証言にかかわってきたが、健康影響、睡眠障害をとり上げてくれる裁判官はいるが、最高裁までいくとＷＨＯガイドラインすら科学的根拠なく否定している。裁判所はここまでできるのかと思う。

巨大風車を

WHOのガイドラインを無視してアセスの対象にし

自分の家族にも言えない恥ずかしいことをやっているのが松井氏

医師法違反は水俣病とは全く異なる構図

いては法律で住民は保護されていない。そして事業者は「不特定多数の住民への加害」

という、自分の家族にもいえない恥ずかしいことをやっている。私は、事業者はこの恥を理解できないが、その家族、出資者といわれる住民、マスコミは理解できるかもしれないと思っている。もう一つは騒音規制法による停止命令を自治体の長に出させることだ。風力発電は国が国策として進め、科学者がそれをサポートしているもので、水俣病と同じ構図なのだということを知ってもらいたい。

ありがとうございました